

昭和六一（一九八六）年三月三十一日 発行
高知短期大学「社会科学論集」第五二号
外崎光広教授退職記念号 抜刷

「国連婦人の十年」以後と
労働組合運動の課題

芹
沢
寿
良

「国連婦人の十年」以後と

労働組合運動の課題

芹 沢 寿 良

はじめに―「ナイロビ世界婦人会議」について

一九八五年は、一九七五年の国際婦人年につぎ設定された「国連婦人の十年」の最終年にあたり、この十年をしくめくくる「ナイロビ世界婦人会議」が七月一日から一九日までNGO（非政府機関―民間）主催による「フォーラム'85」と、七月一五日から二六日まで国連主催の「国連婦人の十年世界会議」の二つの会議として開催された。公的な報道によると、NGOフォーラムには一六〇ヶ国から一万三〇〇〇人が参加し、一方、各国政府代表による世界会議には、国連機関、地域経済委員会、専門機関、政府間機関、NGO（国連経済社会理事會が諮問的地位を与えている民間団体）の代表約五〇〇〇人が出席している。それは一九七五年六月と七月のメキシコシティで開かれた国際婦人年の「国際婦人年世界会議」、さらに「国連婦人の十年」の中間年にあたる一九八〇年七月にコペンハーゲンで開かれた「国連婦人の十年一九八〇年世界会議」をはるかにしのぐ大規模なものであった。¹⁾

会議の状況は現地に特派員を派遣した各紙誌の報道や参加者たちの各種報告によって生き生きと伝えられている

が、NGOフォーラムはその性格からして決議を出さず、さまざまなワークショップで自由に意見を表明しあい、各国の婦人の状況が率直に話し合われている。

政府間の世界会議は、「国連婦人の十年の見直しと評価」「西暦二〇〇〇年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」「会議報告書の採択」を重要議題とし、とくに「将来戦略」をめぐっては東西両陣営の対立を基軸としてアパルトヘイト、パレスチナ、新国際経済秩序、世界経済危機の問題をめぐりはげしく対立し、それらの部分的なパラグラフは投票で採決して最終的には全会一致で採択したといわれている。「西暦二〇〇〇年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」が採択されたことの意義はきわめて大きい。^(註)「国連婦人の十年」は昨年でしめくくられたが、基本的な目標である「平等」「発展(開発)」「平和」をめざす長期的活動のためのガイドラインが設定され、世界の婦人解放運動は新たなスタートを切ったのである。

ナイロビ世界婦人会議の諸決定をうけてわが国においても一九八五年十一月二十一日、「一九八五年国連婦人の十年日本大会」が全国から二〇〇〇名の代表を集めて東京で開かれ、「将来戦略」を具体化した「平和、発展、平等」二〇〇〇年に向けての行動」決議を採択して、ひきつづき運動をねばりづよく推進していくことを確認している。

本稿では、主として第二次世界大戦後の国際連合を舞台とする男女平等をめざす諸活動の流れと、わが国における国際婦人年および「国連婦人の十年」運動が生みだした前進的な状況や制度的な成果をごく簡単に概観しながら、婦人労働者の比重と役割の増大のなかにある労働組合運動が今後とくに留意し、取り組みをつよめるべきいくつかの基本的な課題を指摘しておきたいと思う。

一、国際連合を舞台とする男女平等をめざす運動

反ファシズムの基本的な性格を担っていた第二次世界大戦は、ファシズム勢力の敗北と反ファシズム勢力の歴史的

な勝利によって終結し、戦後民主主義の新しい時代がひろく切り開かれることになった。

そして、この戦後民主主義の根本的な理念は、いうまでもなくファシズム国家との戦争を通して自覚的にとらえられた人間の自由と尊厳の尊重、保障であり、なかでも男女の平等は基本的な位置を占めるものであった。⁽³⁾ ファシズムと女性の関係については、水田珠枝氏が指摘し、ファシズム国家の歴史的事実が証明しているように、ファシズム自体が女性への抑圧を通して成長し、家庭や職場における男女差別を強めたのであり、したがって戦後民主主義が男女の平等を根本的な課題の一つとして位置づけたことは当然のことである。

第二次世界大戦後、男女平等をめざす国際的な婦人解放運動は、新しい巨大な流れを形成し、本格的に発展して国際連合を舞台に国際婦人年や「国連婦人の十年」運動を生みだしていく。⁽⁵⁾

国際連合は、第二次世界大戦の勃発により事実上崩壊した国際連盟にかわり、戦後の平和の維持と国際協力の促進を目的にして一九四五年十月に発効した国際連合憲章により設立されたものであるが、その憲章は一切の差別を否定し、すべての者に「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権」を保障したのである。

国際連合は、一九四六年の第一回総会において経済社会理事会の機能委員会の一つとして「女性の地位委員会」(Commission on the Status of Women)を設立したが、ここでもっぱら女性の人権問題を集中的に検討する活動がすすめられていった。

一九四八年の第三回国連総会は、憲章の人権規定を受けて「世界人権宣言」を採択し、さらに一九四九年にはこれを条約化した国際人権規約を起草し、一九六六年にA規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)、B規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)として正式に採択されたことは周知の通りである。これらのなかでは人権の欠くことのできない要素として性の平等―男女平等の権利が明確に規定された。

このような過程で、女性の地位委員会は女性の基本的人権を保障する各種条約案の準備やその実施の勧告など男女

平等実現のための諸活動を活潑におこなったが、一九六七年の第二二回国連総会は、かかる取り組みのなから作成された「女性に対する差別撤廃宣言」を全会一致で採択した。

一九七二年の第二九回国連総会は、「撤廃宣言」以後の女性の地位委員会の決議を受けて一九七五年を国際婦人年とすることと女性の差別撤廃に関する法的拘束力をもった国際文書（条約）を作成することを決定した。

国際婦人年の一九七五年六月十九日から七月二日までメキシコシティにおいて「平等、発展、平和」をテーマに世界婦人会議が開かれ、一三三ヶ国の女性が集まり、「婦人の平等および開発と平和への貢献に関するメキシコ宣言」と二一九項目にわたる「世界行動計画」を採択したのである。

そして、一九七五年の第三〇回国連総会は、一九七六年から一九八五年までの十年間を「国連婦人の十年」とすることを決議し、それによって国際的な女性に対する差別撤廃運動は新たな段階に入ることとなった。

一九七九年の第三四回国連総会は、一九七四年以降、国連のいくつかの場で検討・審議されてきた「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women)を賛成一三〇(日本を含む)反対〇、棄権一一で採択した。これはいうまでもなく法的拘束力をもつものであり、まさに現代の「女性の権利憲章」ともいうべき歴史上重要な決議であった。

一九八〇年は、「国連婦人の十年」の中間年で、中間年世界会議はデンマークの首都コペンハーゲンで開かれ、国際婦人年世界会議を上廻る一四五ヶ国の代表が参加した。ここでは「世界行動計画」の前半期の実施状況が点検され、そのうえに「国連婦人の十年後半期行動プログラム」(二八七項目)を策定し、四八の決議を採択した。また「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」の署名式もおこなわれ、五八ヶ国が署名、日本もこれに参加署名している。

一九九一年に発足し、第二次世界大戦後は国際連合の専門機関として、とくに労働の面における女性の地位向上のための条約や勧告を採択してきたILOは、一九八一年の第六七回総会において「男女労働者―家族的責任を有する

**ILO 156号条約（家族責任をもつ男女労働者の機会均等および平等待遇）
および165号勧告採択までの国連その他機関の主な国際文書に関する年表**

| | | | |
|-------|----------|---|------------|
| 1944年 | ILO 活動開始 | ILO の目的に関する宣言 | フィラデルフィア宣言 |
| 1945 | | 国際連合憲章採択（1956年日本加盟） | |
| 1946 | | 国連の中に婦人の地位委員会 | |
| | | UNESCO（ユネスコ）が成立 | ユネスコ憲章 |
| 1948 | | 世界人権宣言 | |
| | | ILO 89号条約 | |
| 1951 | | 婦人の地位委員会は ILO に対し、男女同一報酬に関し勧告 | |
| 1952 | | ILO 100号条約（男女同一価値労働に関する同一報酬） | |
| | | ILO 102号条約（社会保障の最低基準） | |
| | | ILO 103号条約および95号勧告 | |
| 1957 | | 既婚婦人の国籍に関する条約 | |
| 1958 | | ILO 111号条約（雇用および職業についての差別待遇に関する条約） | |
| 1960 | | ユネスコ、教育における差別待遇防止に関する条約 | |
| 1962 | | 婚姻に関する同意、最低年齢、婚姻の登録に関する条約、勧告 | |
| 1965 | | ILO 123号勧告（家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告） | |
| 1966 | | 国際人権規約 | |
| 1967 | | 女性差別撤廃宣言 | |
| 1970 | | ILO 132号（年次有給休暇改正） | |
| 1972 | | 婦人の地位委員会、女性差別撤廃条約案の審議開始 | |
| 1974 | | ILO 140号（有給教育休暇） | |
| 1979 | | 女性差別撤廃条約 | |
| 1981 | | ILO 156号条約（家族責任をもつ男女労働者の機会均等および平等待遇お よび同勧告（165号） | |

出所 竹中恵美子編『女子労働論』p. 260

労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」（第一五六号）と同名の勧告（第一六五号）を採択した。（Convention concerning Equal Opportunities and Equal Treatment for Men and Women Workers : Workers with Family Responsibilities）

これは「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」の条文第一四項目に明記された「社会及び家庭における男女の伝統的役割及び婦人の役割の変更が、男女間の完全な平等の達成に必要であることを認識し」という規定に具体的に対応しようとするものであることは明らかであろう。

なお、ここで国際連合を舞台とする男女平等をめざす国際的条約の制定を中心とする運動、ILOにおけるとくに雇用面における男女平等のための措

置がすすむなかで、それらをベースに主要な資本主義諸国において各種の男女平等立法の制定が相ついでおこなわれていったことだけを指摘しておきたい。⁽⁶⁾

その後、一九八四年には、世界を五つの地域に分けて八五年の最終年世界会議に向けての準備会議がもたれ（アジアでは日本で開催されたエスカップ会議）、冒頭紹介したようなナイロビ世界婦人会議の開催となったのである。

以上の経過からも明らかのように、近代市民革命以降の長い国際的な婦人解放運動の展開にもかかわらず、現実には差別が社会のあらゆる領域に根強く存在し、男性中心の社会システムが牢固として構築されているなかで、婦人問題を共通の世界的課題として国際政治の場で集中的に論議し、男女平等実現の国際的基準を設定することが必要不可欠であったといえよう。

それでは、国際婦人年、「国連婦人の十年」のなかで、日本の政府と自治体は国内外の婦人解放運動に対応しながらどのような婦人関係行政を推進してきたのか。⁽⁷⁾

国際婦人年を契機とする国内外の新たな婦人解放運動の高揚は、政府や自治体の従来の重い腰をあげさせ、男女平等をめざす一定の施策を立案し推進させていくことになった。

政府は、一九七五年九月、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部（関係十省庁で構成）を設置し、また同時に、内閣総理大臣の私的諮問機関として婦人問題企画推進会議（民間の男女学識経験者三三名で構成）を設置した。

メキシコ世界婦人会議で採択された「世界行動計画」の趣旨をとりいれ、わが国における今後十年間の婦人問題の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」を策定する努力がつけられ、一九七七年一月に憲法第十三条、第十四条の基本的人権規定を基礎に「国内行動計画」が設定された。このなかで設定された五つの課題は、①法制上の婦人の地位の向上、②男女平等を基本にするあらゆる分野への婦人の参加の促進、③母性の尊重及び健康の擁護、

④老後等における生活の安定の確保、⑤国際協力の推進である。

さらに同年十一月には「国連婦人の十年」の前半五年間に特に重点的に推進する「国内行動計画前期重点目標」一項目（政策決定参加の促進、家族・家庭における妻の働きの評価、新しい教育機会の創造、新しい時代に即応する学校教育、雇用における男女平等、育児環境の整備、母性と健康を守る対策、農山漁村婦人の向上、寡婦等の自立促進、老後における生活の安定、国際協力）が策定された。

婦人問題企画推進本部は、一九八一年五月初期施策の見直しにたつて「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」を決定した。重点目標の項目は、①婦人の地位向上のための法令等の検討、②政策決定への婦人の参加の促進、③教育・訓練の充実、④雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の促進、⑤育児等に関する環境の整備、⑥母性の尊重と健康づくりの促進、⑦老後における生活の安定、⑧農山漁村婦人の福祉と地位の向上、⑨国際協力の推進がある。とくに「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」については、後半期における重点課題として、同条約批准のため国内法制等諸条件の整備に努めるとしている。

そして、政府は「雇用における男女平等確保のための法的整備の検討」ととりくみ、男女雇用機会均等法の制定へ向けて活動を精力的に進めていくことになるのである。もちろんこの面のみでなく民法や国際法の改正などのとりくみもつよめている。

以上のように、政府がたとえば男女雇用機会均等法問題にみられるように重大な弱点をふくみながらもそれなりに男女平等をめざす目標を設定し取り組みをつよめていったことは評価に価するといつてよい。

各地方自治体も政府のとりにくみによって、積極的に婦人行政の推進に取り組む体制を整え、北海道（一九七八年三月）を皮切りに東京（一九七八年十一月）……と順次独自の行動計画を策定して推進していったのである。⁽⁸⁾

高知県は、外崎光広教授の『高知県婦人運動史』によっても明らかにされているように、自由民権運動とともに婦

人解放運動の先進的な歴史をもつ県であるが、こうした各地方自治体と同様に、一九七六年七月に副知事を本部長とする高知県婦人問題推進本部（本部員十名、幹事五名）を発足させ、翌七七年七月に高知県婦人問題懇談会（二五名で構成）を設置した。

この懇談会は二十一回の会議を重ねて、七九年八月『高知県婦人の発展と平等をめざして―県計画策定への提言』をまとめた。このまとめにあたって三回にわたる婦人の意識と実態の調査がおこなわれている。県はこの提言を受け一九八〇年四月に独自の『高知県婦人行動計画』を策定し、その後これにもとづく婦人行政を積極的に推進したが、その活動内容をまとめ、一九八五年二月『高知県婦人行動計画前半期（昭和五五年～昭和五九年度）関連主要施策実施概要』を発表している。¹⁰⁾

そしてナイロビ世界婦人会議が終了してまもなく一九八五年の八月、「土佐婦人会議」を開催し二十一世紀をめざして女性の地位向上をめざす活動をひきつづき全県的に、地域的に、また職域でねばりつよくすすめていくことを確認している。

政府、地方自治体のこのような取り組みを促進させるうえで国会や地方議会における超党派の婦人議員たちの結束的・積極的な努力を見落してはならないであろう。婦人議員の超党派的な団結・統一も院外における婦人解放運動団体のかつがない幅広い統一が背景にあることはいままでもない。

二、国際婦人年及び「国連婦人の十年」運動が生みだした前進的状況と制度的成果

以上のような国際的な流れのなかで、わが国の「国連婦人の十年」はどのような前進的な状況を生み出し、どのような成果をかちとったか、ごく簡単にふれておくと――

まず第一に、一九七五年十二月の国際婦人年日本大会を契機に四八団体による「国際婦人年日本大会の決議を實現するための連絡会」が結成され、これが中心となって広汎な婦人団体の共同行動が今日まで持続的に推進されてきて

いることである。この四八団体は別表の通りで、これは都立立川短大伊藤セツ助教授らのアンケートなどによる調査によって明らかにされたものである。

第二に、婦人団体の共同行動を背景に、婦人労働者と労働組合は、実効ある男女雇用平等法制定のたたかいを展開し、そして男女雇用機会均等法が成立した今日の段階においてもその有効な運用と抜本的な是正を通して男女差別にたいする法的規制の強化をめざしていることである。

第三に、こうした運動の発展のなかで、男女平等への婦人の自覚は深まり、また婦人問題にたいする社会的、国民的関心も急速に高まってきたことである。

第四に、伝統的な性別役割分担にたいする否定的な意識が確実に高まるなかで、男性の側から家事・育児の仕事を経済的に担い、新しい民主的な家族を創造していこうとする努力が目立つようになってきていることである。

第五に、以上のような男女平等をめざす国内外の運動の高揚、発展が、日本の政府、自治体、マスコミ、そして企業を動かし、男女平等についての基本的な考え方や姿勢を比較的前進的な方向へ転換させ、男女差別を是正させる一定の制度的改革を実現させつつあることである。

国際婦人年と「国連婦人の十年」の運動はこうした新しい状況を生みだすとともに、そのなかできわめて重要な、注目すべき成果をあげている。

まず何よりも大きな成果は、いうまでもなく「女子にたいするあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」が批准成立したことである。¹¹⁾

そしてこの条約批准のための国内法整備としておこなわれた制度的改革が離婚復氏制度の採用、配偶者の相続分の引き上げ、父母両系血統主義への国籍法の改正などである。¹²⁾ さらに労働省の行政指導の強化によって、多くの企業で若年定年制、結婚退職制などの差別的制度が廃止され、¹³⁾ また国家公務員初級郵政事務Bの一種を除いて国家公務員の

の連絡会」構成団体の活動・要求領域一覧

| 調査 | ①平等 | ②婦人労働 | ③性 | ④母子 | ⑤保育 | ⑥教育 | ⑦家庭 | ⑧消費 | ⑨環境 | ⑩福祉 | ⑪選挙 | ⑫政治 | ⑬平和 | ⑭国際 | ⑮啓発 | ⑯宗教 | ⑰職能 |
|----|-----|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○ | * | | ◎ | | | | | | | | | | ◎ | | | ◎ | |
| ○ | ◎ | | | | | ◎ | | | ◎ | ○ | | | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ |
| ○ | ◎ | * | | | | | | | | * | | | ◎ | ◎ | ◎ | | |
| ○ | * | * | | | | ◎ | ◎ | ○ | | | | | | | | ◎ | |
| ○ | * | | | | | ◎ | ◎ | | | | | | | | | ◎ | |
| ◎ | ○ | * | | | | ○ | | | ○ | * | ◎ | ◎ | ◎ | | ○ | | |
| | ◎ | ○ | | ◎ | | | | ○ | ○ | | | ◎ | ◎ | ◎ | | | |
| ○ | ◎ | | | ◎ | | | | | | | | ◎ | ◎ | | | | |
| ○ | ◎ | ○ | | | | ◎ | | | ◎ | ◎ | | | | ◎ | ◎ | | |
| ○ | * | ○ | | | | | | | | ◎ | | | | | | | ◎ |
| ○ | * | * | ◎ | | | | | | | | | ◎ | * | ◎ | | | |
| ○ | * | | | | | ◎ | ◎ | ○ | | | | ◎ | ◎ | | | | |
| ◎ | ○ | ◎ | | | ○ | | | | | ○ | | ◎ | ◎ | | | | |
| | ◎ | | | | | | | | | | | | | ○ | | | ◎ |
| ○ | * | | | | | | | | ○ | | | | | | | | ◎ |
| ◎ | ◎ | | | | | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | | | ◎ | ◎ | | | | |
| ◎ | ○ | | | ◎ | | | | | ○ | | | ◎ | ◎ | ◎ | | | |
| ◎ | ○ | | | ○ | | | | ○ | ○ | | | ◎ | ◎ | | | | |
| ○ | ◎ | * | | | | | | | | ○ | | | ◎ | | | | |
| ○ | * | | | ◎ | ○ | ○ | ◎ | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| ◎ | * | | | | | | | | | | | | | ○ | ◎ | | |
| ○ | ◎ | ○ | | | | * | | | | * | | | | ◎ | ◎ | ◎ | ○ |
| | | | | | | | | ◎ | ◎ | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | ◎ | ◎ | | | | ◎ | | | |

「国際婦人年日本大会の決議を実現するため」

| 結 成 期 | 48 団 体 構 成 婦 人 団 体 名 | 結 成 年 月 | 1983年現在 組 織 人 員 | 連絡会 役 職 |
|---|--------------------------|-----------------|---------------------|---|
| 戦 前 か ら の 婦 人 団 体 | 日本基督教婦人矯風会 | 1986. 12 | 4,000人 | 常・編 財 会・財 |
| | 日本女医会 | 1902. 4 | 2,885 | |
| | 日本キリスト教女子青年会 | 1905. 10 | 15,000 | |
| | 婦人国際平和自由連盟日本支部 | 1921. 5 | | |
| | 全国友の会 | 1930. 11 | 30,300 | |
| | 日本女子社会教育会 | 1941. 3 | | |
| 戦 後 一 九 四 〇 年 代 結 成 | 日本婦人有権者同盟 | 1945. 11 | 6,000 | 常 財 会・財 世話人 |
| | 婦人民主クラブ | 1946. 3 | 5,000 | |
| | 婦人民主クラブ再建連絡会 | (1970. 6) | | |
| | 大学婦人協会 | 1946. 10 | 2,703 | |
| | 日本看護協会 | 1946. 10 | 250,370 | |
| | 日本キリスト教協議会婦人委員会 主婦連合会 | 1948 1948. 9 | 8 団体 445団体, 535人 | |
| 一 九 五 〇 年 代 結 成 の 婦 人 団 体 | 総評組織局婦人対策部 | 1950. 7 | 110万 | 常 世話人 財 常・財 書・編 常 編 |
| | 日本婦人法律家協会 | 1950. 8 | 450 | |
| | 全国農協婦人組織協議会 | 1951. 4 | 267万 | |
| | 汎太平洋東南アジア婦人協会日本委員会 | 1952. 6 | | |
| | 全国地域婦人団体連絡協議会 | 1952. 7 | 600万 | |
| | 日本婦人団体連合会 | 1953. 4 | 18団体 | |
| | 日本母親大会連絡会 | 1955. 6 | | |
| | 草の実会 | 1955. 6 | | |
| | 家庭生活研究会 | 1955. 6 | 600 | |
| | 全国保母会 | 1956. 4 | 7万 | |
| | 国連NGO国内婦人委員会 | 1957. 8 | 10団体 | |
| | 日本婦人科学者の会 | 1958. 4 | 3,000 | |
| | 日本有職婦人クラブ全国連合会 | 1958. 11 | 800 | |
| | 日本生協連婦人部 | 1958 | | |
| 日本女性同盟 | 1959. 3 | | | |

| 調査 | ①平等 | ②婦人労働 | ③女性 | ④母子 | ⑤保育 | ⑥教育 | ⑦家庭 | ⑧消費 | ⑨健康 | ⑩福祉 | ⑪選挙 | ⑫政治 | ⑬平和 | ⑭国際 | ⑮啓発 | ⑯宗教 | ⑰職能 |
|----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ○ | ◎ | ◎ | | | | | ◎ | | ○ | | | ◎ | ◎ | | | | ○ |
| | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | |
| | ◎ | ○ | | | ○ | ◎ | | | | ○ | ○ | | ◎ | | | | ○ |
| ○ | ◎ | ◎ | | ◎ | | | | | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | | ◎ |
| ◎ | ◎ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | | ○ | | ◎ | ◎ | ◎ | | | |
| ○ | * | | * | | | * | ◎ | ◎ | ○ | * | | ○ | | | ○ | | |
| ◎ | ○ | ◎ | | | | | | | | | | ◎ | | | | | |
| ○ | ◎ | | | | | ◎ | ○ | | | ◎ | | ◎ | | | ○ | | |
| ○ | ○ | ◎ | | | | ◎ | | | | | | | | ○ | | | |
| | * | | * | | | ◎ | | | | ◎ | | | ◎ | | | | |
| ○ | * | | | | | ◎ | | | | ◎ | | | ◎ | | ◎ | | ◎ |
| ○ | ○ | ◎ | | | | | | | | ○ | | | ○ | | | | |
| ○ | ◎ | * | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ◎ | ◎ | | ◎ | | |
| | | | | | | ◎ | | | | | | | | | ◎ | | |
| ○ | * | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | |
| ○ | ◎ | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | |
| ○ | * | | | | | | | | | | | ◎ | | | | | ◎ |
| ◎ | * | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | |

○活動領域 *新しく加わった領域 ◎でつおしてあるのは、婦人解放という用語を用
 (伊藤セツ『現代婦人論入門』118~119ページより)

女性採用制限が撤廃されたことも重要な成果といえよう。⁽¹⁴⁾
 しかし「差別撤廃条約」の根本的な精神の規定にてらしてきわめて重大な問題点をもつ立法措置が政労資の最大の争点となった男女雇用機会均等法と労働基準法一部改正である。⁽¹⁵⁾
 この立法措置にたいする評価は、不徹底さ不十分さという点では一致しているものの立法の基本的性格のとらえ方ではかなりの相違があり今後とも論議は続

| 結成期 | 48 団 体 構 成 婦 人 団 体 名 | 結 成 年 月 日 | 1983年現在 組 織 人 員 | 連絡会 役 職 |
|---------------|-------------------------|--------------|--------------------|------------|
| 一九六〇年代結成の婦人団体 | 総評主婦の会全国協議会 | 1960. 7 | 40万 | |
| | 全国婦人相談員連絡協議会 | 1960. 11 | 47団体50人 | |
| | 日本民主婦人の会 | 1961. 4 | | 常 |
| | 婦人問題懇話会 | 1961. 4 | 230 | |
| | 日本婦人会議 | 1962. 4 | 45,000 | |
| | 新日本婦人の会 | 1962. 10 | 18万 | 常 |
| | 消費科学連合会 | 1964. 6 | 35団体 | |
| | 全日本労働総同盟婦人対策部 | 1964. 10 | 65万 | 常 |
| | 日本退職女教師連合会 | 1964. 11 | 5,000 | 常 |
| | 婦人労働研究会 | 1965. 9 | 70 | 世話人 |
| | 日本家庭生活問題研究協会 | 1965. 12 | 241 | 常 |
| | 独身婦人連盟 | 1967. 9 | 370 | |
| | 退職婦人教職員全国連絡協議会 | 1968. 3 | | |
| 働く婦人の会 | 1968. 10 | 3,000 | | |
| 日本主婦同盟 | 1968. 10 | 14団体 | | |
| 一九七〇年代以降 | 国際婦人教育振興会 | 1977. 8 | | |
| | あごら | 1972. 2 | | |
| | 家庭科の男女共修をすすめる会 | 1974. 1 | 550 | 常 |
| | 日本カトリック婦人団体連盟 | 1974. 6 | 10団体 | |
| | 中立労連青年婦人対策委員会 | 1980. 9 | 50万 | 常 |

(調査) ○アンケート回収 ◎訪問、<活動、要求領域> ◎本来の中心活動領域
 いていた団体(略語) 常: 常任, 編: 編集, 財: 財務, 会: 会計, 書: 書記。

くものと思われる。筆者は問題点の多い立法とはいえ、雇用の分野における男女の平等を理念的にめざす単独の立法が新たに制定されたことの意義はきわめて大きい、と考えるものである。婦人労働者の団結と労働組合の力量強化と結合されて法の積極的な側面が有効に活用されるならば、雇用の分野において巧妙にすめられる差別を規制し是正させる武器となることは明らかであり、裁判闘争を余儀なくされる場合

でもこれまでよりもはるかに有利に展開させることができよう。

新たに制定された労働者派遣法も、約一〇〇万人といわれる派遣労働者の九五パーセントを婦人が占めているだけに大きな影響をおよぼす立法であり、派遣労働者の権利が明確に保障されていないところから婦人労働者の雇用・賃金・労働時間等の労働条件の安定と基本的な生活領域における男女平等の実現にとって否定的な結果をもたらさおそれ¹⁶はきわめて大きいといわねばならない。

その他、国民年金法の改正による婦人の年金権の確立がある。このこと自体重要な改善であることはいうまでもないが、その仕組みが夫が厚生年金に加入し、その保険料を拠出すると妻が独自の老齢基礎年金が受領できるもので男女平等の理念のもとに女性を個人として位置づけ年金を支給するものではないとするきびしい批判がある。軽視できない問題点の一つである。¹⁷

もう一つ、教育の分野における男女平等の問題としてとくに高等学校における家庭科の男女共修問題がある。これについては「女子のみ必修」から「男女とも選択必修」という方向が提起され、そのことは運動が生みだした成果ではあるが、共修ではないというところに問題点のこり、教育課程審議会に検討がゆだねられることになった。したがって実現までにはさらに長い年月がかかることになろう。¹⁸

国際婦人年および「国連婦人の十年」におけるわが国の男女平等をめざす婦人解放運動は画期的な発展をとげ、貴重な成果をかちとることができたが、しかしそれらはまだ男女平等—女性解放への足がかりが築かれたにすぎないとみるべきであろう。婦人問題企画推進会議が一九八五年六月にまとめ公表した『婦人問題の将来展望と対策』も「女性解放への大道はようやく切りひらかれたにすぎない」とのべ、朝日新聞もその社説で「男女平等への道がようやく開かれたといつてよい。しかし女性も喜んでばかりいられない。この制度面での平等を社会に根づかせるのはこれからである。……二十一世紀へ向って、互いの努力を積み重ねてゆきたい」と論じている。²⁰

それでは男女平等をめざすたたかひをひきつづき発展させていくために確認されなければならない基本的なことは何か。

第一は、いうまでもないことであるが、第二次大戦後、とりわけ国際婦人年および「国連婦人の十年」における内外の婦人解放運動全体の高揚と前進、その中心となった婦人労働者の不屈のたたかひ、そうしたなかで獲得された諸成果を高く評価し、男女平等の婦人解放が歴史的な流れとなって進行していることに確信をもつことである。

こうした確信を自らのものとすることができないならば今後の運動を進展させていくことはできないであろう。この確信の形成のためには婦人問題、婦人労働者問題などにたいする系統的な学習、教育活動が是非とも強められることが必要である。

第二には、この十年間維持されてきた婦人団体の団結と統一をいっそうつよめ、運動上の一致した要求と課題を大切にし、その実現のために共同の行動をねばりつよくすすめていくことである。

婦人がとくに重視する話し合いの精神と統一追求へのしなやかな姿勢はきわめて貴重で、こうしたことは今後いかなる状況のもとでも堅持されていくべきであろう。四八団体による「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」は統一のみごとな典型であり、わが国における大衆運動の他分野の統一行動にとって多くの教訓を提起しているといつてよ。

もちろん、婦人団体が男女平等実現のたたかひをすすめるにあたって国民諸階層との広汎かつ緊密な協力が必要であることはいうまでもない。

第三には、以上の婦人団体の団結と統一を維持したたたかひを進展させていくうえで、組織的力量を備えた婦人労働者の責任と役割は重要であり、そのために婦人労働者は自らが直面する問題を婦人問題全体のなかに正しく位置づけ、そのなかで男女平等の実現をめざす共通の課題と運動方法を見出し、職場、家庭、地域の基本的な生活の場で広

い視野にたった活動を中心になって発展させていくことが必要である。この点でとくに農村社会においてさまざまな差別のもとにおかれている婦人の自立と平等の問題を重視する丸岡秀子氏が次のように指摘していることは留意される必要がある。う。

「農村婦人や零細業婦人の自立と自由、労働と健康、母性と育児など共通課題を一つにたばねての研究、討論、実践なくしては婦人の解放は問題としてしめくくれない」⁽²¹⁾

第四には、全世界の婦人、婦人団体との国際連帯をつよめ、相互協力をいっそう発展させていくことである。

この十年、国際連帯がどれほど重要かつ決定的な役割を果たしたかはかりしれないものがある。今後男女平等の実現—婦人の解放に向けて国際連帯の重要性がさらに増すことに疑問の余地はない。この場合、先進資本主義国の婦人、婦人団体として、きびしい非人間的な生活を強いられ、そのなかで二重、三重の差別を受けている発展・開発途上国の婦人の状態と運動によりつよい関心を寄せ、現状打開のたたかいに深い連帯を表明していくことが重要である。⁽²²⁾

第五に、男性の自覚をうながし、男女平等の実現に向けて男女の積極的な協力関係をあらゆる生活領域においてねばりつよく追求していくことである。

わが国においても家庭生活における伝統的な性別役割分担を否定して、家事育児を男女と社会の共同責任として自覚し、その役割を積極的に担う男性が増加の傾向にある。これは婦人解放運動のねばりつよい努力の成果といえよう。職場における男女労働者の労働時間が短縮され、自由な個人的生活時間が増大し、また家族構成員の民主的な役割分担と相互協力を基礎とする新しい生活様式の確立がすすむなかでこうした男性がさらに増加することは確実である。⁽²³⁾

第六に、男性との相互協力関係を発展させていくためには、いうまでもなく女性は本来的にもっているすぐれた諸能力をいっそう鍛え、あらゆる分野で有効適切に発揮し、しなやかに、したたかに生活していくことである。⁽²⁴⁾

女性の側でのこうした努力がなされないならば男性との協調・協力の関係を発展させ、男女の共生と平等の社会を

築き、定着させていくことは困難であろう。

第七に、自覚的な婦人や婦人団体は男女平等—婦人解放の科学的理論を基礎にして婦人問題、婦人労働者問題、さらに家族・家庭問題などについて学習をつよめ、さまざまな立場からの議論や研究の成果を幅広く吸収し、理論的能力をいっそう高めていくことが必要である。そして今後もつよめられる男女平等の流れをくいじめようとする支配層の性別役割分担を合理化、正当化するイデオロギーにたいして徹底した批判をおこなうことである。⁽²⁵⁾

このような取組みのなかで男女平等をめざす理論的水準が高まり、婦人運動全体と婦人労働運動の統一の力はさらに高められるであろう。

第八に、強調しなければならないことは、今後の男女平等の実現と男女共生社会は、恒久平和と民主主義のもとでのみ生みだされるものであり、したがって、今日の婦人解放運動は人類絶滅の危険性をもつ核戦争を阻止し、平和と民主主義をまもる運動をすべての民主的勢力と共同してすすめるべきでないということである。

男女平等の課題とファシズムおよび戦争が絶対に両立しえないものであることは、第二次大戦史の重要な教訓である。⁽²⁶⁾

三、男女平等をめざす労働組合運動の今後の課題

すでに指摘したように、戦後、とりわけ国際婦人年および「国際婦人の十年」における国内外の男女平等をめざす婦人解放運動の高揚と発展のなかで、わが国においても男女平等をめぐる前進的な状況をきりひらき一定の制度的な改革を実現させてきたが、支配層の伝統的な性別役割分担を正当化し、男女差別を新しい形で合理化する動きも執拗につづけられている。そのため今日も依然として家庭、職場、地域など人間生活の基本的な場に男女差別、不平等が存在し、その格差が拡大する傾向さえみせているのである。⁽²⁷⁾

根深い男女差別や不平等を克服していく運動の目標となる基本的なものが「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約と勧告」「西暦二〇〇〇年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」であり、また「世界行動計画」や「国連婦人の十年後半期行動プログラム」であることはいうまでもない。さらに、わが国において設定された「国内行動計画」「国内行動計画前期重点目標」「国内行動計画後期重点目標」、各自治体が策定した諸計画、それに一九八五年「国連婦人の十年日本大会」が決議した「平和、発展、平等―二〇〇〇年に向けての行動」も重要な目標となるものである。

これらの諸目標のなかでわが国においてはとくににつきのような課題が重視され、今後ねばりつよく追求されていく必要がある。

- ① 男女労働者の労働時間を短縮して人間としての自由な生活時間を拡大すること。
- ② これまでとは異なる新しい生活様式を創造して家事育児を家族の全員が民主的に分担して相互に協力していくこと。
- ③ きびしい国家および地方財政のもとでも社会保障制度を拡充して来る高齢化社会の国民生活を安定させていくこと。
- ④ 男女平等の実現にとって問題点をもつ諸法律を改正して男女差別にたいする法的規制を強化し、障害をとりぬいていくこと。
- ⑤ 教育訓練制度を充実させ女性の能力を総合的に開発し高めていくこと。生涯学習への体制を確立し拡充していくこと。
- ⑥ 地域における社会的活動に参加し、地域的連帯をつよめていくこと。
- ⑦ 男女平等教育をあらゆるレベルで積極的に推進していくこと。

⑧平和と民主主義をまもりぬくこと

今日、働く婦人がいわゆる専業主婦を上廻って婦人全体の過半数を超えるという状況のもとで、婦人労働者を結集すべき労働組合運動の比重が高まっているとき、その労働組合運動が男女平等の実現をめざして積極的に重視していくべきいくつかの運動上の課題について指摘しておきたいと思う。

第一に、「女子にたいするあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」をはじめ婦人および婦人労働者にかかわる基本的な国際的諸条約や行動計画、指針などに関する学習をあらためて組織し、それらの根本的な精神と内容を正確に学び、全体的に把握することである。

自覚的な婦人団体においてはこの種の学習は比較的意欲的におこなわれてきたが、労働組合運動のレベルではきわめてよわく、おこなわれていたところでもせいぜい婦人部レベルで、しかも婦人労働者にかかわる部分を中心にした学習に限られていたように思われる。

こうした状況の反映として当然であるが、きわめて重要な意義と内容をもつ「差別撤廃条約」の周知度は、各種の意識調査結果をみてもかなり低いのが特徴である。最近の調査でも知っている者わずか一六パーセントという状況で、これでは国際的諸条約を男女平等のための武器として活用することは出来ない。労働組合は婦人労働者はもとより男性労働者にたいしてもその教育をつよめることが必要である。

ちなみに「差別撤廃条約」は前文と三〇ヶ条から成るもので、国際社会における「婦人の人権のカタログ」とか「婦人の権利章典」と高く評価されたように、一九六七年の、「差別撤廃宣言」と大きく発展させ、人類社会の進歩と発展の見地にたって現代社会の政治、経済、社会、文化の他のすべての分野における男女差別を明確に禁止し、とくににつきのことを原則としてはっきりと規定したものである。

①差別とは、性に基づく差別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかな

る分野においても人権及び基本的自由を、結婚をしていか否かを問わず、また、男女の平等を基礎として女性が認識し、享受し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

② 差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するだけでなく、社会および家族の繁栄を阻害する。

③ 国の発展、世界の福祉、平和のためにすべての分野に女性の参加が必要である。

④ 子の養育は、男女と社会全体が責任を分担する。

⑤ 男女の完全な平等の達成には、社会と家庭における男女の伝統的役割の変更が必要である。

とくに「差別撤廃宣言」の家事育児を婦人の役割とした伝統的、固定的な性別役割分担を排除する基本的な考え方を明確に打ち出したこの意義はまさに画期的であり、この点の把握は決定的ポイントといつてよいであろう。

もう一つ「男女労働者、家庭的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」(一五六号)と「勧告」についてふれておくと、この目的は、家族的責任(こどものみでなく病人、老人の介護をふくめている)を有する男女労働者が差別されることなく働くことができるように機会及び待遇の実効的な平等を実現させようとするものであるが、そのための実効ある措置として、解雇制限、労働条件や職業生活の改善、転職、両親休暇、看護休暇、保育及び家族に係るサービス及び施設の整備、社会保障などをあげている。働く婦人が増大し、また家族問題が深刻な社会問題となっているとききわめて注目すべき条約である。⁽²³⁾

以上の国際的条約等の正確な学習によって婦人解放運動全体の発展に寄与できる力を備えることが可能となるであろう。

第二に、独占資本の労働政策に対応する労働法制の再編成が政府によって推進され、その一環として男女雇用機会均等法、労働基準法の婦人労働者保護規定一部改正、さらに労働者派遣法などが成立し、婦人労働者の権利保障が変

化し、労働と生活の状態の大きな変動が予想されるとき、とくに権利問題を重視し、諸法規の学習を深め、権利意識をつよめて権利の防衛と拡大のたたかいを積極的にすすめていくことである。

男女雇用機会均等法と労基法一部改正については法成立以後、労働省側からそれにかかわる省令・指針等が提起され、関係審議会の諮問を経て決定されたが、人事院も国家公務員にたいして同様の規制緩和ないし廃止をおこなうために人事院規則の改訂をおこなった。

男女雇用機会均等法については、法案審議の過程でその実効性につよい疑問があいつぎ、「差別撤廃条約」の根本的な精神と内容に合致した実効ある男女雇用平等法の制定が共通の要求となっていたが、決定された省令、指針によってもその「実効性」を期待することはできないといつてよい。労働基準法の婦人労働者保護規定の改訂にいたっては文字通り改悪であり、今後その実施過程で婦人労働者の状態悪化がすむことはさげられないであろう。

男女雇用機会均等法が実効性をあまり期待できない問題点の多い立法とはいえ、一定の積極性をもつものであることはさきに述べた通りである。労働組合運動はひきつづき実効ある男女雇用平等法制定の要求を堅持し、その実現をめざすとともに、男女雇用機会均等法の積極的な規定や側面を有効適切に活用し、募集、採用から退職にいたる全ステージにおけるいかなる男女差別をも認めない取り組みを系統的につよめるべきである。当然、裁判闘争、労働委員会闘争も組織する必要がある³⁰⁾。

そうしたたたかいの一環として、新しい法規の学習を通して、産業内、企業内における現行労働協約や就業規則を点検し、有利な規定はひきつづき確保し、とくに法的水準にひきもどされる可能性をもつ保護規定についてはそれを上廻る水準を自主的規範によって確保していくことが重要である。男女雇用機会均等法関係についてもより積極的な男女平等措置を具体的に協定化あるいは規則化させるべきであろう。こうした労資の自主規範のなかに立法水準を上廻る権利や措置を獲得し定着させていくことは戦後四〇年の労働組合運動における権利闘争の教訓である。

第三に、男女平等の実現の観点からも労働時間短縮問題を重視し、その根本的な意義をとらえ、とくに婦人労働者がたまたかの組織化と発展のために積極的な役割を果たしていくことである。

わが国の労働時間が他の先進資本主義国と比べて年間総労働時間で極端に長いことは統計的にも立証され、いまや国際的常識となっており、そこに今日の貿易摩擦の根本的原因をみる見解が支配的である。したがってわが国の労働組合運動にたいする国際的批判も労働時間短縮闘争を組織しえないところに集中する傾向をみせている。

近年わが国の長時間労働とともに家庭における性別役割分担の関係をすくなく指摘する見解が婦人の側からひろく提起されるようになってきている。これは国際的諸条約とその積極的研究の成果といつてよいであろう。

たとえば、大阪市立大学の竹中恵美子氏は「……性分業を前提とするかぎりは、女性の労働権を確保するための、一定の時間外労働や深夜業制限の暫定措置が不可避とされる理由などである」とし「……今日の性役割を前提にした労働基準を变革し、両性が共に二つの生産領域を担いうる労働基準を確立することであり、それは労働時間の短縮をはじめ、各種の諸休暇（たとえば年次有給休暇をはじめ、育児休暇や看護休暇など）を両性の権利として確立することである」と指摘している。³¹⁾

こうした視点からの労働時間短縮問題の把握がこれまでの労働組合運動において、いや現状においてもきわめてよいといわざるをえないが、かつてマルクスが提起した労働時間短縮のときの根本的意義もこの視点を加えてとらえ直し男女労働者のために提起されたものとして自覚的にとらえることが必要である。

「労働時間の制限こそ、それなしには『労働者階級の』改善と解放のためのその他いっさいの企てがむだでおわるような予備条件である」と考える。それは労働者階級、すなわちあらゆる国民の基幹をなす多数者の体力と健康とを回復させるために必要である。それは知識的発達や社会的交際や社会的・政治的諸運動の可能性を労働者に返還するためにも、それにおとらず必要である」³²⁾

労働時間短縮の重要性については「西暦二〇〇〇年にむけて女性の地位向上をめざす将来戦略」においても強調されているところである。

今日わが国の労働組合運動も、国際的批判の高まりの中でこれまでの取り組みの弱さ、消極性を反省し「時短元年」などという位置づけを表明して労働時間法制の改革を基本的な課題として提起している。それ自体評価に値するものであることはいうまでもない。この時間短縮闘争が現実には本格的に組織され、労働者階級の統一闘争として展開され、国際的水準が達成されていくなれば、これまで婦人労働問題でつねにポイントとされた「保護と平等」論もその様相を大きく変えて新たな発展をみせることは確実であろう。つまり「出産保護以外の保護の暫定的措置が不要になる社会システムをめざす」方向へ男女労働者の合意が形成されていくということである。

いまわが国では、独占資本の意向への配慮から労働者階級の時間短縮の要求と運動の流れに対抗する方向が労働基準法研究会の報告として提起されているが、そこにはさきの労基法一部改定内容と連動するとき婦人労働者により過酷な長時間労働を強制し、人間的な家庭生活の維持をより困難ならしめる提言がみられ、依然として性別役割分業と専業主婦の存在を前提とした視点が根深いことが証明されている。労働時間短縮を發展させるためには、こうした労基研報告の方向を克服していくことが求められることはいうまでもない。⁽⁴⁾

第四には、労働組合運動の内部でも、民主的な新しい家族のあり方―育児、家事、教育、老人介護などにおける女性の役割を固定化させる性別役割分担を克服していく問題を男女労働者の共通の重要課題として提起し、さきの労働時間短縮など労働条件改善の問題と結合させて議論を深めていくことである。

これまでこれらの課題も軽視され、内部でとりあげられた場合でもせいせい婦人部レベルに限定されていたが、その枠をのりこえ、男女労働者の共通の課題として議論していくならば、労働組合の団結と統一の強化、とりわけ婦人労働者の労働組合への自主的な結集、組合活動への参加をより容易にする条件をつくりだすであろう。これまでの労

働組合運動自体、性別役割分担を前提とした実質的に男性優位システムの組織と運動になっていたといっても過言ではない。

ILO第一二三号「家庭責任をもつ婦人に関する勧告」のこの面でもっている革新的な意義をこうした討論によって正しく深め、すでにいくつかの労働組合が獲得した夫の育児時間保障、授業参観日有給休暇保障、さらに主要な労働組合運動の政策制度要求に位置づけられた看護休暇、看護休業の要求をより豊かなものとして獲得していく必要がある。それはさらにこれ以外の新たな要求を生みだすことになる⁽³⁾。

第五には、男女労働者、とりわけ活動家層の地域社会にたいする無責任性の傾向を改め、地域社会の諸活動に積極的に参加していくことである。

すべての男女労働者が自らが住み生活する地域社会をまったく無視しているというのは、いうまでもなく誤りであるが、男子労働者の地域社会へのかかわりがきわめて薄いことは今日もあまり変わっていない。とくに組合幹部、活動家がそうである。婦人労働者にも男子労働者ほどではないにしてもこうした傾向がみられたことは事実で、専業主婦からその点に対するきびしい批判が寄せられたりしたことがあった。しかし、婦人労働者のあいだでは子どもの教育、非行その他地域社会のかかえる諸問題が顕在化し、各家庭の生活に大きな影響をおよぼすにいたって婦人の地域的連帯が進むなかでその傾向は薄れつつあるといつてよい。

しかしまだまだ不十分である。その根本的要因として企業、職場においておかれているきびしい労働と生活条件の存在であるが、さきに指摘したような諸条件の改善を通して地域社会の諸活動に参加し、よりよい地域社会の創造につとめるべきである。地域社会はいうまでもなく家族・職場とともにわれわれの生活を支える基礎的な社会単位であり、地域社会の支えなくしては人間的な生活を営むことができないものである。したがってそのよりよい社会の創造は義務といつてよい。

組織された労働者は、企業、職場に位置づけられるとともに労働組合に所属しているが、自主的な社会集団・組織は労働組合だけでなく、企業・職場・労働組合から離れても実に多種多様な社会集団に所属して生活している。労働組合は労働者のその状況を把握しながら、その労働者を通して他の社会集団、組織とのつながりを確立し、相互に協力しあえる関係を保つことは今日とくに必要である。そうすることによって労働組合運動の存在・支持基盤は拡がり、労働組合組織のもつ自主性、民主性の側面は影響力をひろげ、民主的な社会の基盤が下から構築されることになろう。

またこうした取組み、努力の中で労働組合運動や他の社会集団の間の共通した課題や要求解決の協力共同の諸関係は確立され社会的に定着することになると思われる。婦人の社会参加、政治参加の現在存在している弱点もこうした中で克服されていくであろう。⁶⁶⁾

第六には、婦人労働者が着実に増大をつづけるなかで、一方労働組合の組織率が低下していく傾向が進んでおり、その要因は多岐にわたるものであるが、このことは婦人部活動の存在と役割をいっそう高め、その独自の力量をつよめて労働組合運動を民主的に革新し強化していくことが必要であることをしめしている。⁶⁷⁾

婦人部活動のあり方をめぐって労働組合運動の内部ではいろいろな議論がおこなわれており、新たな方向を追求する努力がつづけられている。しかし、現状の多くの婦人部には、共通して労働組合運動の停滞が反映しており、提起されている諸課題にとりくむ能力を十分に備えているとはいえない状況にある。その要因としては多くのことが指摘できるが、婦人部レベルの活動についてみれば、とりあげる課題も運動も従来の枠を出ず、また婦人労働者が今日おかれている職場、家庭、地域における状態を正確にとらえきれず、さらに今日の諸課題を労働組合全体の課題に、婦人解放運動全体の共通した取組み課題としていく力量が足りだされていないところにあるように思われる。

新たに職場に参入してくる婦人労働者を組織化し、その全生活上の要求をとりあげ、それらの解決のために独自の

力量をつよめ、労働組合組織の中で正当な位置と権限をもった婦人部に発展させていくこと、労働組合の各級機関と役員に相当数の婦人労働者を選出し、組合民主主義の担い手となってその民主的革新のために努力することなどが求められているといえよう。³⁸⁾

こうして労働組合運動が現状よりはるかに民主的に革新されていくならば、これまで提起した諸課題へのとりくみは質的に強められ、それに支えられてわが国の男女平等をめざす運動はこれまでの成果をさらに発展させ、大きく前進させることができるであろう。

最後に、強調して指摘しておきたいことは、二十一世紀の男女の共生と平等の社会は、恒久平和と民主主義のもとでのみ生みだされ維持されていくものであるということである。

人類絶滅の危険性をもつ核戦争のもとで男女の共生と平等の社会が生みだされ、維持されるものでないことはいまでもない。また戦争への危機を促進するファシズムのもとで男女平等が進まないことも歴史の証明しているところである。多くの人によって指摘されているように、ファシズムは男女差別を土台とし、女性への抑圧を通して成長するものである。まさに「男女差別は戦争への道につながり、男女平等は平和の基となる」といってよいであろう。

今日、支配層によって「戦後政治の総決算」が強調され、平和と民主主義の危機が深まり軍事大国化の道が推進されているとき、国民の中核的地位を占める労働組合運動のこの道を阻止する責務はきわめて大きなものがある。

注(1)

『月刊婦人展望』一九八五年九月号「特集・国連婦人の十年世界会議—政府間会議、NGOフォーラムナイロビで開かれる」、岩波書店編集部編『地球規模の男女平等—ナイロビから21世紀へ—』、あごら編集会議編『ナイロビが語りかけるもの—ナイロビ会議として二〇〇〇年へ—』など参照

(2)

『二〇〇〇年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略』の全文は現在のところまだ公表されていないが、その要旨は前掲『月刊婦人展望』その他に紹介されている。

- (3) 沼田福次郎「国民社会の民主的形成—婦人と児童の権利をめぐる—」西村信雄先生奉寿、浅井清信先生喜寿記念論文集「個人法と団体法」所収、米田佐代子「人権と民主主義—男女平等認識の現在」歴史学研究会・日本史研究会編集「講座日本歴史—13歴史における現在」所収など参照。
- (4) 水田珠枝「朝日新聞」一九八一年一月十六日付。
- (5) 国際連合を舞台とする婦人の地位向上にかかわる状況のおおよその経過については、さしあたり菅隆明「男女同権論—女性の視点で考える」二一〇ページ以下参照。国連を舞台に採択された主要な国際的文書については国際婦人年大阪の会編「資料国際婦人年—国連婦人の十年から二十一世紀」がほとんど紹介しており便利である。
- (6) 各国の雇用平等法の動向については、赤松良子「詳説—男女雇用機会均等法及び改正労働基準法」八三ページ以下。森山真弓「各国における男女平等」（新版）参照。これらの法制定に各国の婦人労働者と労働組合運動が重要なインパクトを与えていることはいうまでもない。その国際的動向をしめす一九七九年の「第四回婦人労働者の諸問題に関する世界労働組合会議」について日本代表団が編集した「あしたに向けて」（全文一—四ページ）を参照。
- (7) 政府の取組みのくわしい経過は総理府編「婦人の現状と施策国内行動計画」に関する第一回から第四回までの報告書参照。
- (8) 金森トシエ「自治体の行動計画づくりと地域女性像の変化」ジュリスト増刊総合特集「女性の現在と未来」所収参照。
- (9) 高知県のとりくみについては「高知県婦人行動計画前半期（昭和五五—五九年度）」関連主要施策実施概要「高知県婦人問題懇話会」高知県婦人の発展と平等をめざして—県計画策定への提言」、高知県婦人行動計画—婦人の発展と男女の平等をめざして」を参照。
- (10) 「高知新聞」一九八五年八月二十七日付。
- (11) 「女子にたいするあらゆる形態の差別撤廃条約」については、菅隆明前掲書二六ページ。大脇雅子「女子差別撤廃条約の意義と問題点」前掲ジュリスト「女性の現在と未来」所収、田畑茂二郎「女性差別撤廃条約とその問題点」法学セミナー増刊「女性と法」総合特集シリーズ25所収、井田恵子「女性差別撤廃条約と日本女性の地位」法学セミナー「女性そして男性」総合特集シリーズ30所収、笠原郁子・中島通子編「変わる女性の世界—学習—婦人差別撤廃条約」など参照。
- (12) これらの改正内容についての概要は前掲「婦人の現状と施策」第四回報告書四ページ—一五ページ。その他前掲ジュリスト「女性の現在と未来」前掲法学セミナー「女性そして男性」にこれらを扱った論文がのせられている。

- (13) 前掲「婦人の現状と施策」第三回報告書一九三ページ以下。
- (14) 国家公務員には三〇種の採用試験があり、初めから女性制限がないのは一八種であり、一二種に関しては、国願婦人年以後門戸開放へ向けて検討され、国家公務員初級行政事務B、航空管制官、航空保安大学校学生、気象大学校学生、海上保安大学校学生、海上保安学校学生、国税専門官、皇宮護衛官、入国警備官、刑務官、国家公務員初級税務の二一種が漸次女性制限を撤廃した。残る一種は国家公務員初級郵政事務Bで、深夜労働が多く労働基準法との関係で見送られている。なお一九八四年度に防衛医科大学校が女性制限を解除した。
- (15) くわしくは赤松良子「詳説・男女雇用機会均等法及び改正労働基準法」、白井晋太郎「男女雇用機会均等法・改正労働基準法の実務解説」、労働省婦人政策課編「男女雇用機会均等法、改正労働基準法早わかり」。浅倉むつ子「雇用機会均等法について」前掲ジュリスト「女性の現在と未来」所収。松田保彦「男女雇用均等法の成立と今後の課題」ジュリスト一九八五年七月十五日号その他を参照。
- (16) 同法のくわしい労働省側の解説については高梨晶編「労働者派遣法」あるいは坂根俊孝「労働者派遣法の成立と論点」ジュリスト一九八五年九月一日号を参照。
- (17) 前掲「婦人の現状と施策」第四回報告書二四ページ以下、佐藤進「年金法改正の意義と問題」ジュリスト一九八五年九月一日号その他を参照。
- (18) 佐藤洋子「教育における男女平等」前掲ジュリスト「女性の現在と未来」所収、和田典子「家庭科教育と男女平等」前掲法学セミナー「女性そして男性」所収、鈴木敏子「いまなぜ家庭科の男女共学必修か」「婦人労働問題研究」第九号所収など参照。
- (19) 婦人問題企画推進会議「婦人問題の将来展望と対策」一ページ。
- (20) 朝日新聞一九八五年八月三日付社説「平等実現へ男女の努力を」。なお政党の立場から一定の総括をおこなった論文として浦野恵子「日本における、国連婦人の十年——婦人の民主的エネルギーの蓄積と發揮」前掲一九八五年十二月号がある。
- (21) 丸岡秀子「婦人解放の課題」「これからどうなる——世界・日本・二十一世紀」四六〇ページ。なお監修丸岡秀子「変貌する農村と婦人」、田端光美「農村・農家の婦人問題」「講座差別と人権—女性」所収などは現状の農村婦人問題の特徴的な動向を全般的に明らかにしている。

(22) ナイロビ会議からの報告はこうしたこの重要性をしめしている。前掲「ナイロビが語りかけるもの―ナイロビ会議そして二〇〇年へ」『地球規模の男女平等―ナイロビから21世紀へ』など参照。

(23) 新しい男性の変化として、たとえば樋口恵子「女の生き方―婦人問題入門⑧ 新しい男 たちの未来」『公明』一九八四年十一月号。

(24) たとえば川口和子、高田求、松本容子共著「おんなの能力を生かすこと」参照。

(25) 支配層およびその周辺から流されている最近の性別役割分担を合理化、正当化するものとして長谷川千鶴子「男女雇用平等法」は文化の生態系を破壊する」『中央公論』一九八四年五月号、竹内宏「特別インタビュー・男女雇用平等法の条件④」週刊労働ニュース一九八四年一月二三日付、屋山太郎「男女雇用平等法」は日本を潰す」『諸君』一九八四年五月号などがある。さまざま意見、とくにフェミニズムの分野における婦人解放論の研究成果を吸収することの必要性については伊藤セツ「フェミニズム論の現在」『赤旗』一九八五年十月二十五日付。

(26) この点でこれまでの戦争とその後の復興において女性がいかに大きな犠牲を払ったか、一九八五年五月八日、西ドイツのヴァイツェッカー大統領の終戦四〇周年を記念した演説の女性たちにささげた部分を紹介しておきたい。読む者の胸を打つであろう。

「おそらく最大の重荷は、すべての女性たちによって荷われた。彼らの受難、断念、沈黙の力のすべては、歴史のなかではじつにたやすく忘れられていく。恐怖に満ちたなかで彼女たちは働き、新しい生命をやどし、その生命を守った。彼女たちは倒れた父や息子たちや夫たちや兄弟たちや友人たちをいたんだ。この暗黒の歳月のなかで、彼女たちは、人間の光がなお消えていないことを示してくれた。戦争が終ったとき、安心できる未来の展望もないなかで、どこでも女性たちが真っ先に家庭の再建をはじめたのだ。ベルリンのへくずの女たちもそうだったし、どこでもそうだった。生きのこった男たちもどってきたとき、女性はまたうしろの席に退かなければならなかった。戦争のため、多くの女性たちはひとりぼっちとなり、孤独な生涯をおくった。しかも、破壊や荒廃やさまざまの残虐行為や非人間性のために、一國民が精神的に分裂しなかったのは、また戦後の足場を次第に再確保できるようになったのは、だれのおかげというよりも第一に女性たちのおかげだったのである」

演説と解説全文については岩波ブックレット455『荒れ野の四〇年』を参照。その他男女平等の実現にとって平和と民主主義の決定的重要性を強調する論説は多い。樋口恵子「女の生き方―婦人問題入門③ 女と男とクツ下と」『公明』一九

八三年九月号、布施晶子「二十一世紀の家族像」『これからどうなる日本・世界・21世紀』四三九ページ。

- (27) たとえば、職場を中心とした婦人労働者の状態分析の最近のものとして布施晶子「ナイロビNGOフォーラムへの報告―日本における婦人労働者の実情」『婦人労働問題研究』八号所収、中島通子「女性労働の現状と課題―新たな可能性を求めて」前掲ジュリスト「女性の現在と未来」所収、塩沢美代子・広木通子「女性差別の現状と課題」『講座差別と人権―女性』所収、川口和子「変貌する婦人労働者」『講座日本の労働組合運動』第二巻所収、桜井絹江、高林寛子「保護と平等をめざす婦人労働者―婦人労働政策の流れとそれへの問い」前掲「婦人労働問題研究」八号所収、岩尾裕純「日本の経営における男女同権否定の機能」『経済』一九八五年十一月号など参照、その他の分野の婦人の最近の状態については日本婦人団体連合会編「婦人白書―一九八五」参照。
- (28) 田中キミ子、東良信「新現代婦人意識―「国連婦人の十年」における変化」三七七ページ以下。婦人の意識状況について分析解説したものとして日本婦人団体連合会編「婦人白書」二四七ページ以下。ちなみに高知県の状況については「高知の婦人その意識と現状―高知県における婦人の生活実態と意識調査結果報告書」参照。
- (29) 家庭的責任条約については菅隆明前掲書二二三ページ以下参照。
- (30) このような成立した諸法律について総合的に検討し、その問題点を解明して対応策を提起したものが出されているが、たとえば運動の立場からのものとして坂本福子「解説・雇用機会均等法」、はたらく婦人の連絡会編「はたらく女性の悩み―〇番」、総評弁護団「男女雇用機会均等法と今後の雇用平等を自ざすたたい」『労働者派遣法の成立とこれからのたたかい』（『季刊・労働者の権利』一六二号所収）などがある。なお婦人労働行政への批判的立場からのものとして田辺照子「男女雇用平等をめぐる労働行政と日本の労使関係」『社会政策叢書』編集委員会編「婦人労働における保障と平等」所収、島田信義「婦人労働法論」七七ページ以下を参照。
- (31) 竹中恵美子「保護と平等」論議の現段階」前掲ジュリスト「女性の現在と未来」所収。
- (32) カール・マルクス「労働組合論」国民文庫版三九一四〇ページ。
- (33) 労基研中間報告の問題点については拙稿「労働時間法制「弾力化」の問題性―労働基準法研究会中間報告批判」『社会科学論集』四九号所収参照。労基研中間報告も視野に入れ労働時間法制と婦人労働者の関係を論じたものに吉田啓子「労働時間の法的規制の課題と女子労働者」名古屋経済大学「社会科学論集」第三九号所収がある。
- (34) 労働組合運動の時短闘争の現状、組織化の方向については辻岡清仁「労働時間短縮闘争の重要性と方向」『日本の労働

組合運動」第三卷一〇一ページ以下、伍賀一道「同盟・総評の時間短縮闘争をめぐって」「経済科学通信」第四六号所収参照。

(35) 看護休暇、休職要求については、たとえば全労協「昭和六〇〜六一年度政策・制度要求と提言案」九五ページ参照。ここでは「婦人政策」として要求されているところに問題がある。

(36) これまで労働組合運動といえど主として地域における労働組合組織の共闘に限られる傾向があったが、労働者の地域生活レベルでもっと広げて考えるべきであろう。こうした点での重要な提起をおこなったものとして二宮厚美「生活と地域をつくりかえる」がある。

(37) 労働組合運動における女性の地位問題を論じたものに小松満景子「私の女性学講義」一六三ページ以下がある。今日の情勢のもとでの婦人部活動については川口和子・高林寛子「これからの婦人部活動」、島田信義「婦人労働者の法的社会的地位と権利闘争の展開」「早稲田法学」第五八巻一号、鈴木文彦「状態から出発した婦人部づくり」「婦人労働問題研究」七号所収など参照。

(38) 統一労働総の引間博愛氏は、著書「革新統一と労働組合運動」一八五ページにおいて労働組合における婦人の幹部活動家の抜擢養成の重要性を指摘している。